

令和2年6月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和2年6月29日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和2年6月29日(月) 午前9時～

開催場所 教育文化会館 3階 第3研修室

出席委員 教育長職務代理者 米田 恵一
委 員 田中 敬子 中尾 悦子 吉田 元信
教 育 長 小林 俊治

出席職員 教育部長 阪口 浩章 教育総務課長 正林 寿和
学校教育課長 森口 伸吾 生涯学習課長 萱野 健治
教育相談センター長 林 民和 中央公民館長 深本 恵里
教育総務課長補佐 浦 貴則 生涯学習課長補佐 中林 正
学校教育課主任指導主事 吉久 寛郎 教育総務課企画総務係長 久保田 芳弘

1 開式

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 橋本市学校運営協議会委員の委嘱について

報告第3号 橋本市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

報告第4号 橋本市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

5 付 議 事 項

6 そ の 他

協議事項

連絡事項

開会 午前9時00分

教育長 ただいまから6月の定例会を開催したいと思います。
まず、前回の会議録の承認について、米田委員よろしくお願ひします。

米田委員 はい。正確に記載されていたと思います。

教育長 ありがとうございます。
続きまして、6月定例会の会議録の署名委員の指名についてですが、中尾委員よろしくお願ひします。

中尾委員 はい、わかりました。

教育長 それでは、報告第1号から始めさせていただきます。

教育長 教育状況について、私のほうから報告させていただきます。
新型コロナウイルスによる長期にわたった臨時休業が終わり6月1日（月）から学校が再開しました。

無理をせず、最初の2日間は午前中授業、その後の3日間は給食、そして5時間授業というかたちでの始まりでした。

また、部活動については、6月15日（月）の週から始めています。

現在のところ目立った混乱は起こっていませんが、子どもたちが抱えているストレスが行動になって現れるのは、大人に比べて遅れて出てくるという報告もあり、ゆっくり・ゆったりとした気持ちで子どもたちに接していただくことを校長会でもお願ひしているところです。

6月22日（月）から24日（水）にかけて、教員評価で校長先生と面接をさせていただきました。今回は、特に新型コロナウイルスと熱中症についての対応を中心にヒアリングをしました。また、必要な物品についても聞かせていただきました。

消毒用アルコールについては、現状はまだあるものの、消費量の多いことから、今後必要となるとの意見が多くありました。教育委員会としても、早期に入手が必要であると考えています。

また、飲み物についても、今後の熱中症防止のために、麦茶やいわゆる「スポーツドリンク」についても配慮していくように話をしています。

6月議会は6月19日（金）に閉会となりました。一般質問につきましては、時間短縮の意味から各会派から代表質問となりました。岡本議員から「臨時休業中、また、小中学校再開時における児童・生徒のメンタルケアについて」、阪本議員から「小中学校が再開されましたが、準備状況と現状について」、岡議員から「小中学校再開に関して、これからの課題と取り組みについて」、森下議員から「学校で密にならないよう少人数編成をする場合などに対応する人材を補うため、退職教員や地域の方を雇用するための支援ができないか」「在宅で過ごす時間が多くなった

児童が図書館で多くの本が借りられるよう、蔵書を増やすことはできないか」の質問がありました。今議会については、コロナ対策で教職員が疲弊することについて心配した意見が多くあり、有難い気持ちで答弁させていただきました。答弁の内容につきましては、次回の定例会で報告させていただきます。

また、議会閉会時に令和2年度追加補正予算（コロナ対策事業）の審議がありました。

教育委員会からは、市立小中学校特別教室等空調設備設置事業に111,702千円。これは、特に中学校の特別教室にすべて入れるということで、今まで入れられてなかったところを入れると。特に分散になった場合、小学校に比べて中学校は教員が多いので、分散も可能であるということで、エアコンを多く設置するというかたちで、中学校の特別教室を中心にしながら設置するということです。小学校については、老朽化したエアコンの改修2校、それから、今後学童が増えるであろうところの学童用の教室1つにエアコンを設置するということです。それから、GIGAスクール用端末導入及び運用保守事業に64,206千円。これは、タブレットの初期設定を中心にした費用です。続いて、二酸化炭素濃度測定器購入事業に880千円。これは、今後外壁工事が行われます。その時に、どれだけ窓の開閉の必要があるかということで、二酸化炭素濃度を測定する機械を購入します。それから、児童通学補助事業に411千円。橋本中央中学校と隅田小学校がバスで通学しています。3密を避けるということで、両校にバスをとということで交渉しましたが、橋本中央中学校については、増便は無理であるということで、隅田小学校の帰りの便を1便増便していただくということで3密を防ぐと。これは、9月までの、熱中症も含めた対策費用です。9月までです。411千円というかたちです。それから、昼食支援金事業に6,578千円。この6,578千円につきましては、4・5月の給食で、準要保護の子どもたちは、本来、給食費は無料で食べていただいています。この4・5月分、無料で食べていただくのを提供ができなかったということで、昼食代として、準要保護の子どもたちへ、小学校は433人、中学校は211人。ひと月小学校は4,500円、2ヶ月ですので9,000円。それから、中学校については4,750円。2ヶ月ですので9,500円をそれぞれ配付するという、給食補助のかたちとなります。それと同時に、特別支援教育奨励費ということで、これも給食費の半額は補助しています。だから、半額については補助していく必要があるであろうということで、小学生198名に、半額ですので2,250円。それから、中学生97名に2,375円。これは、国費が半額付いていますので、そういう金額になって6,578千円という支援金になります。それから、給食再開に向けた安全対策事業に1,800千円。これは、使い捨てのゴム手袋等、今までパンはそのまま出していましたが、個包装して、そのビニールで食べてもらうというかたちで、一食当たり10円かかるということです。その今年度の補助として1,800千円。こういう審議を受け、了承を得ました。以上です。

本日は、この教育状況の報告を含めて4件の報告事項があります。よろしくようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。本日はご苦労さまです。

か。

米田委員 最後の、給食代無料とか半額補助ですが。これは、みんな家でご飯を食べるので、来た時に食べてもらった分については無料というのは分かるのですが。お金を渡すのですが、給食代相当分を渡すというのであれば、ちょっと筋が違うと思います。だから、コロナ対策の何かの名目でもってお金を渡さないと、給食代を無料にした、その分の補助ということで渡すとなると、ちょっと何かおかしいのではないかという気がします。来て食べてもらった分については、無料にするのは分かります。それはいいのですが。

教育長 このことについて、誰かご意見をいただけますか。

教育部長 今回、名目は昼食支援金という名称で支給をさせていただきます。
実際はもっとたくさんお金がかかっているのだらうと思うのですが、市のほうでみんな一様に計算できる金額とすれば給食代相当分ということで、昼食支援金ということで、今 教育長が申しあげました対象者の方に支給をさせていただくということにいたしました。

米田委員 それと、もう一つよろしいですか。
学年終了までのロードマップといいますか、休みの取り加えとか、カリキュラムをどこまで終了しないといけないとか、大体の話を教えていただけませんかでしょうか。

学校教育課長 授業時数・授業日数の確保のために、夏休みを短縮しております。夏休みが、8月8日から16日までを夏休みにしております。それ以外は、授業日ということで実施させていただきます。授業日数を確保することで、概ねカリキュラムを達成できるというふうに考えております。ただ、第2波・第3波が来るようであれば、冬期休業日の短縮、または、例えば7時間授業、さらには土曜日授業の実施ということを考えております。ただ、それがどれぐらいの期間また休業になるかによって変わってくるのですが、今現状では、夏休みの短縮ということで概ねカリキュラムを達成できると考えております。

教育長 他にございませんか。

吉田委員 夏休み短縮で、授業の時には、やはり暑い中でも空調をつけながら窓を開けてという状態になるかと思いますが、これ以外にはないとは思いますが、こういう時の特別な対策は何かあるのですか。そういうかたちであれば、結局空調の効率がすごく悪くなると思うのです。下手をすれば、コンプレッサーがいかれるというような心配はないのでしょうか。

教育総務課長 今、吉田委員がおっしゃったとおり、今年は夏休みの酷暑の時期に授業がありま

すので、エアコン稼働しながら授業をするということになります。そして、国からも示されておりますが、エアコンをつけながらも換気をしなさいということがありますので、エアコン稼働しながら、20～30分に1回は換気をするというようなマニュアルを各校に配付したところです。おっしゃる通り、窓を開けながらエアコン稼働しますと、効率的には非常によろしくないこともありますが、まめに温度を調節していただくなりして、あまり電気代のことは気にしないで使ってくださいというかたちで、校長会でもお示しをさせていただいたところです。以上です。

教育長 よろしいですか。

吉田委員 扇風機もあるわけですか。

教育総務課長 各教室には扇風機もあります。そして、カーテンも上手に使っていただいて、扇風機も使っていただいて、というかたちでできるだけ効率的に熱中症の対策を講じていただくようにお示しをしたところです。

教育長 他にございませんか。

田中委員 いろいろ熱中症対策を考えていただいている、有難いなと思います。
夏休みや暑い日に通学するので、教科書がもっと重く感じるようになると思うのです。教科書の紛失の問題であったり、宿題をするのに持って帰らないといけないという点はあると思うのですが、置いておいてもいいような教科書は、ちょっと軽くするというようなことを、また学校単位で、熱中症対策として取り組んでいただけたら嬉しいなと思います。意見です。

学校教育課長 またそのあたりは、状況を見ながら学校と連携して取り組んでいきたいと思いません。

田中委員 お願いします。

教育長 学校もそれはやってくれていますので。今おっしゃった部分は、すでに配慮してくれているというのは、校長会でも話はしていますので。

米田委員 私も、その熱中症のことですが。今年は初めてのケースなので。
今までみなさん、多分水筒は1本ぐらいしか持ってきていないと思います。今年も夏になってくるし、高学年あるいは中学生なんかは、大人1人当たり20ぐらい、子どもでも10以上は要るのかなと思うのですが。水道の蛇口は、今どうなっているのか分かりませんが。生水を飲ませるのか、あるいは水筒を2～3本持って来なさいとか。水分は、今年の夏はお昼から足りなくなるのではないかなという気はするのですが。何か、指導等はされているのでしょうか。

学校教育課長

そのあたりについては、私どもも懸念しているところです。先日の校長会などでも話をしています。水だけガブガブ飲んでいてもよいわけではないので、お茶も麦茶にすとか、場合によればスポーツドリンクなども使いながら、そういうところも保護者の判断に最終はなるかと思いますが、そういうものを持たせてもらったりとか。あと、学校にウォータークーラーを設置しておりますので。当初は、感染症対策ということでそれを禁止していたのですが、直接口で飲まないとか、きちんと指導を徹底したうえで、マイコップや水筒にそれを入れて、それで水分補給をするというか。あと、水道水につきましても、一応薬剤師さんに早い段階で水質検査をしていただいて、飲料可能だということになっていただいておりますので、状況によれば冷たくはありませんが、水道水を飲んで水分補給をするということも可能です。

教育長

ウォータークーラーについては、特に足でやるとか、学校によっては直接口で飲めないような、コップでしか水を取れないようなものを作っていただいて取り組んでいただいています。学校によっては、大きなウォータークーラーに麦茶を入れて、子どもたちが水筒に入れるということをしてくださっています。校長会でも申し上げたのですが、緑茶は熱中症にはあまり効きません。麦茶またはスポーツドリンク、またはちょっとした塩水みたいなものが、大量に汗をかいたときには良いので、これについてもかなり校長会でお話をしているところです。

米田委員

これは、お金の面でPTAの方の協力は得られるのですか。学校ごとにPTAで責任を持ってカラーを出していけばいいと思うのですが、PTAが関与しなかったら、どこの学校も一律にしておかないとおかしくなってしまうので。PTA単位でやるのであれば、別に色がついていても問題ないと思うのですが。どうなのでしょう。

教育長

どう答えてよいのかわかりませんね。ちょっと難しいですね。

学校教育課長

そのあたりについては、現状、調査をしていないのですが、PTA会費を使っていろいろ子どもに還元できるものはやっているという学校もあります。

米田委員

ありがとうございます。

田中委員

お茶のことについて、自分の子どもの対応のことしかわかりませんが、“暑くなってきたので、水筒を多めに持たせてください”というメール連絡であったり、職員室の前に麦茶を沸かして置いてくださってあって、子どもたちが無くなったら水筒を持って入れに行っているような風景を今のところは見ています。いろいろしてくださっているのだなと思ったので、報告だけしておきます。

教育長

他にございませんか。

吉田委員

今月、給食で使うパンを対応している尾崎製パン所が、火災に遭いましたね。そ

の結果、パンの供給というのは、今後どのようにされる予定なのでしょうか。

教育部長

火災によってパンを製造する機器等が消滅したのですが、一応パンの日は、6月については残り3日あったかと思えます。そのうち、尾崎製パン所が3,300食ぐらい、もう一つがかつらぎ町の業者さんなのですが、1,200食ぐらいをそれぞれ分担して、パンの日はパンを焼いて配達していただいていた。確か6月17日がパンの日だったのですが、この日につきましては、橋本の尾崎製パン所の分についてはご飯に代わりました。かつらぎ町の大谷食品の分については、そのままパンになっております。先週23日にパンの日があったのですが、確かこのときから、もう1社パンを製造する業者さんが業者登録をしていただいておりますので、そこと連絡調整を図って、急遽、年内ある一定の期間、尾崎製パン所の約3,300食に近いパンを納入していただくという計画が整いまして、今現在は予定献立表どおり、子どもたちにはパンの日はパンを、ご飯の日はご飯を食べていただいているような状況になっています。

吉田委員

分かりました。安心しました。

教育長

他にございませんか。

教育長

ないようですので、報告第1号を終わらせていただきます。

続きまして、報告第2号 橋本市学校運営協議会委員の委嘱についての報告をお願いします。

学校教育課主任指導主事

報告第2号 橋本市学校運営協議会委員の委嘱についてということで、次のとおり、橋本市内の小中学校180人の委嘱をいたしました。また、幼稚園につきまして、学校関係者評価委員9名についても同じく委嘱いたしております。以上になります。

教育長

報告が終わりました。ページ数はないのですが、報告第2号の次のところに一覧が続いています。各学校10名程度の学校運営協議会委員がおられます。これも前にお話しさせていただいたように、付議ではなく報告ということでさせていただいておりますので、ご了解ください。

このことについて、ご質問等はありませんか。

吉田委員

昨年も少しお話をさせていただいたことですが、決まりはないということですが、各小学校、共育コーディネーターが全く入っていないところがあるので、小学校それぞれで任せられていると思うのですが、1名のコーディネーターがおられるので、やはり入ってもらったほうが良いと思いますし、中学校については少なくとも数名のコーディネーターがおられるので、入ってもらって、一つのかたちがとれたほうが良いのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

あと、よくわからないのでお聞きしたいのですが、三石小学校のなかで“新和

会”というのがありますが、これは何ですか。

教育長 共有コーディネーターですが、学校によって入っているところ、入っていないところがあります。例えば、柱本小学校が入っていないとか、紀見地区が結構入っていないところが多いです。

吉田委員 そうでもないです。柱本小学校、今お聞きした三石小学校もそうなのですね。わざわざ共有コーディネーターが入らずに今申し上げたような肩書の方がおられると。

教育長 一度、また校長会で出させていただきます。ご了解ください。
それから、“新和会”というのは、老人会です。かなりいろいろな部分で積極的に活動されています。紀見地区の老人会で、私もおりましたので。すごく熱心にやってくださっています。協力的です。学校に対しても非常に熱心にやっていただいているのが、“新和会”です。

教育長 他にございませんか。
ないようですので、報告第2号を終わらせていただきます。

教育長 続いて、報告第3号 橋本市教育支援委員会委員の委嘱及び任命についての報告をお願いします。

学校教育課長 報告第3号 橋本市教育支援委員会委員の委嘱及び任命についてということで、橋本市教育支援委員会が条例に基づいて、子どもたちの来年度の就学について保護者から依頼があった場合、いろいろ検討・審議する機関となっております。今年度につきましては、27名、任命及び委嘱をさせていただいております。先生方の異動等に伴って、若干メンバーが変更しているということになっておりますので、報告させていただきます。以上です。

教育長 報告が終わりました。このことについて、ご質問ございませんか。
教育相談を依頼された子どもたちの観察に行って、その間でどのような指導が適切であるか、また進路について、例えばきのかわ支援学校に行くのが適当なのか、特別支援学級に入るのがいいのかというふうなかたちで審議をいただく委員会です。医師は必ず入れなさい、知識経験を有する者も入れなさい、教育関係者も入れなさいという決まりがあります。この12番から25番までの方々は、各学校へ出て行って子どもを観察していただくという調査員にもなります。その調査員の報告を基にこの27名が、それぞれ個人の子どもの進路、また発達の支援について協議するという会になります。ただ、今年はコロナの関係で相談が難しく、まだ45人だったと思います。例年は100人近い子どもたちの発達相談を受けるのですが、これから増えてくるものと思われま。

このことについて、何かご質問はございませんか。

米田委員 この時期ならでは心配するのですが、その 27 人の方は一堂に会しての委員会を開かれているわけですか。

学校教育課長 第 1 回の会につきましては、一堂に会して開きますが。本来は一堂に会して開くのですが、今年度につきましては、若干該当する委員さんに来ていただくというかたちで、少人数での会ということ聞いております。

米田委員 どうまとめあげるのですか。

教育長 この豊澤先生が委員長になりまして、副委員長については、まだ私はお聞きしていません。意見を聞いて、いろいろ協議をして、最終的には委員長が適切である、望ましいと判断します。そして分からないという子もいます。来年度まで少し様子を見てみよう、今はまだ判断がしにくいので保留という子どももいます。これは、私も 4 年やりましたが、やっていただくのは大変しんどい作業です。子どもの将来のこともありますし、本当に子どもにとって何が一番幸せかというのをそれぞれ考え合いますので、非常に大変な作業なのですが、最終的には委員長判断ということになります。ほとんどの意見で、観察してきてくれた人の意見を基本的には聞くということになります。1 回目は 3 階第 1 研修室でやりまして、27 人。ほとんど来ていただいたと思います。かなりソーシャルディスタンスを取って、27 人まででしたら十分対応できる部屋ですので、今後もそういうかたちで、場合によれば人数が少ない時もあるのですが、突然就学依頼が舞い込んできて、もう期日がないという時は緊急を要する場合がありますが、ほとんどの場合はみんなで協議もできますので、協議していくということでやってもらえると思っています。

米田委員 ということは、学校教育課長がおっしゃったようにではなく、教育長がおっしゃったみたいに全員協議の前提だということでしょうか。

学校教育課長 前提は、そういうことになります。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようでしたら、報告第 4 号に入らせていただきます。報告第 4 号 橋本市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命についての報告をお願いします。

中央公民館長 報告第 4 号 橋本市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命についての報告をさせていただきます。この審議会につきましては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するとなっております。公民館における各種の事業の企画実施につき、調査・審議をする団体となっております。委員の人数は 20 名以内とし、任期は令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日の 2 年となっております。この 6 月から、別紙の 15 名の方を委嘱及び任命することにさせていただきました。14 名の方は、前

回に引き続き再任となっておりますが、隅田地区公民館につきましては、運営委員長が代わられましたので変更となっております。以上です。

教育長 報告が終わりました。ご質問等ございませんか。

教育長 よろしいですか。

吉田委員 大したことではないのですが、
運営委員長が委員となっているなかで、紀見地区公民館が副運営委員長というのは、なぜわざわざ副運営委員長が来られているのですか。

中央公民館長 紀見地区公民館のほうからご報告いただいているのは、委員長さんが体の調子が良くないので、今回は副委員長さんに代わりますということです。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようですので、報告事項はこれで終わりとなります。
続いて、5番の付議事項は本日ございません。
6番 その他の協議事項で、委員さんから何かございましたらお願いします。

吉田委員 ずいぶん前にもお話をさせていただいたことなのですが、郷土資料館の問題です。郷土資料館については、教育委員会のなかで検討していくのだというお答えでずっと経過しているように思うのですが、今現状どのようになっているのかというのを含めて聞かせていただけたらと思います。

生涯学習課長 郷土資料館につきましては、昨年度からいろいろと話が出ていると思うのですが、ご存じのとおり、現状は、郷土資料館とあさもよし歴史館を統合するという市の公共施設等総合管理計画では方針が出ております。それに続いて、案がいろいろ出ているのですが、郷土資料館を現在の教育相談センターの所に移転するという案が一つあります。それと今、紀見地区公民館の新築も併せて進めておりますので、それと複合化という案も出てきております。それらの案につきまして、今、コスト面・建設費用等を含め資料を作って整理して比較しているところで、方針が決まれば実際に実行計画を作って、進めたいと考えております。今のところは、統合の調査というか、そのように選定している段階ということになります。

吉田委員 今お話をうかがっていたら、紀見地区公民館とのおそらく複合施設になると思うのですが、よくわかっていないのですが、例えば、公民館だけでは補助の対象にならないですが、博物館との複合施設ということであれば、これは前に少し話をさせていただいたことですが、内閣府の地方創生の補助事業対象にはなると。この場合は、市が4分の1程度で済むということなので。あとそれ以外に、今年の2月頃に日経新聞に出たことなのですが、文化庁のほうで、そういう博物館活動に対する支

援事業というかたちでの補助事業もあるので、そういう補助事業ということでやれるのが、やはり効率的かなと思いますので。そういうことも含めて検討していただければ有難いなというふうに思います。

生涯学習課長 おっしゃるとおりでありまして、補助金等の活用や起債対応の条件がいろいろありますので、それも含めて長期的な計画を考えて、案というのを決定していきたいと思えます。

吉田委員 やはり前々からお話させていただいていますように、橋本市の唯一の博物館で、民俗学的にも歴史的なものも含めてかなり重要なものであるので、やはり大事に守っていただければ有難いなと思いますので、よろしくお願ひします。

教育長 はい。ということで、よろしくお願ひします。
委員さん、他にございせんか。

米田委員 第2次補正予算で、100万円から300万円ですか。何に使うかというのは、現場一任なのですか。また、国からきた分をそれぞれの学校にいくら配付するのかが決まっています、あるいは逆に、使途目的が決まっているとか、現状あるのですか。

教育長 これについては、先週の金曜日に文部科学省から来たところでした。このことについて、学校教育課長、お願ひします。

学校教育課長 米田委員がおっしゃったように、使用については、これから協議をしていきたいと考えております。

米田委員 それは、教育委員会が国からいただいたお金を配付するということですか。一律で配ったあと、それぞれ好きなように使ってくださいというふうにするのですか。

学校教育課長 それも含めて、早急に協議をしないといけないと考えております。

教育長 今日の夕方に会議を持とうかということになっています。文部科学省から情報が来たのが金曜日になります。金曜日の遅くに。金曜日の早くには来ていませんので。基本的には、申請制度です。要らないところは、申請がなかったらいただけません。50万円があつて、残りの50万円は交付税措置で戻るというイメージでよろしいのですね。それで100万円ということです。

米田委員 小中学校について、大体100万円ぐらいですか。

教育長 100万円あるいは150万円が上限です。高校等はもう少し金額が多くなるのですが。見たら、消耗品も構わないというのが書かれています。ただ、今アルコール消毒のアルコールが欲しいのですが、なかなか手に入らないというのが現状ですの

で。今日の4時から会議をしますので、ちょっとお待ちいただけたらと思います。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようでしたら、事務局のほうからお願いします。

生涯学習課長 生涯学習課のほうから、施設使用料及び減免等の見直しについてということで、検討状況についてお伝えしたいと思います。まずは、今日お配りした「施設使用料及び減免等の見直しについて」という財政課が作った資料をまずご覧ください。めくっていただきましたら、“見直しの趣旨について”とございますが、今回見直しについては、市全体として施設の使用料と減免制度の見直しを行うというもので、使用料・手数料等に関する基本方針、あるいは、「橋本市第2次行政改革推進計画」に基づいて行われているものです。“施設使用料の見直し”、“市外料金の導入”、それと“減免制度の見直し”と大きく3つの項目があります。一つ目に関しましては、施設使用料についてということで、これは既存施設だけということになっていまして、いきいきルーム、保健福祉センターの1階にありますトレーニングルームですが、料金が現行100円を200円に見直すというものです。これ以外については、使用料自体の見直しを行うところは今現在考えておりません。二つ目が、“市外料金の導入について”です。市外料金の導入を考えている施設は、ご覧の表のとおりとなりまして、運動公園のプール、テニスコート、学文路スポーツセンターテニスコート、住吉運動公園テニスコート、伏原テニスコート、神野々緑地グラウンドゴルフ。これらの施設について、市外の方につきましては、現行使用料に5割を加算した額、つまり1.5倍の料金にするという案になっています。これが大きな二つ目になります。三つ目、これが大きくうちにも絡んでくるのですが、“減免制度の見直しについて”ということです。ここに書いてあるのが、財政課が考えた、市全体として今考えている見直しの案ということです。減免制度自体を見直して、減免するものを、市が主催共催する事業など地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき事情がある活動に限って使用料を免除・減額するというものです。個人の利用に関する減免制度の見直しは行わないという感じになっております。これは、別紙の資料を見ていただくのですが、次の3ページです。激変緩和措置という考え方がありまして、減免の見直しによって、今まで減免されていたのが対象外になった活動につきましては、次回の見直しまでの経過措置として、激変緩和措置というものを設けるということになっておりまして、300円・500円・1,000円という区分で、それぞれ次の見直しまでは様子を見ていこうとなっております。一番下の“激変緩和をしない施設の入見込額”というのが、減免による見直しで少ないものということになっております。あとは、また資料をご覧になっていただいておりますが、いろいろ大きく三つありまして、“施設使用料の見直し(いきいきルーム)”、“市外料金の導入”、“減免制度の見直し”。大きくは、この三つの見直しを行っているというところでは、

それで、教育委員会関係の見直しというのを、先に報告した資料に基づいて説明させていただきます。この施設利用料及び減免制度の見直しについて、「教育委員

会6月定例会用資料」をご覧いただき、それに沿って説明をさせていただきます。前置きのほうは、先ほど申しましたように、市では、「橋本市第2次行政改革推進計画」の実施項目である「受益者負担の適正化」について、年次計画において令和元年度に使用料・手数料の見直しを行うこととしていることから、昨年度から順次見直しを進めてきました。教育委員会事務局でも見直しについて検討を行い、基本方針の使用者への説明やアンケートの聴取を進めてきたところです。今後は教育委員会としての方針を固め、利用者の方等への具体的な見直し案の説明に入ることと、現在進めています。現状の検討内容は以下のとおりとなっておりますので、またご意見いただきたいと思っております。

まず、“減免制度の見直しについて”ですが、上が財政課による減免案ということで、先ほど説明した見直し案について書いたもので、減免の区分が大きく四つありまして、“市が主催、又は、共催する事業に利用する場合”、それと“地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる場合に該当する活動と、当該活動に関連がある事務所管課が判断した場合”、“身体障がい者、療育、精神障害者保険福祉各手帳保持者及びその介護者で構成する団体が障がい者支援のため利用する場合”、“市内の小中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設、高校が授業又は保育等の一環として行う活動に利用し、顧問等の引率がある場合”というのが、免除ということになります。施設のほうは、Ⅱ分類・Ⅲ分類というふうに分かれておりまして、Ⅲ分類というのが、下に但し書きがあるのですが、この施設については、今申しあげました区分がⅢにつきましては、50%の減額という案になります。財政課の案についてはこのようになるのですが、教育委員会ではこれに加えて、“主たる構成員が市内在住の中学生以下の者で構成された団体が活動に利用し、指導者等の引率がある場合”も免除していこうという方針も加えたということです。これにつきましては、昨年基本方針の説明会、あるいは体育関係、スポーツ関係団体へのアンケート調査を行いまして、意見のなかで、子どもたちだけでもどうかかならないかという意見もありましたので、それを参考に、子どもたちの団体、例えばスポーツ少年団の普段の練習に使う場合に限って減免をしたらどうかということで、これを追加させていただいたところです。具体的な、教育委員会が所管する団体等に係る減免の適用イメージというのが、一番下に書かれておりまして、現状は、スポーツ少年団、社会教育関係団体、その他の団体でも子どもの団体であるとか、公民館サークルについては、すべて利用料が免除されていたのですが、見直し後につきましては一番右の表を見ていただきまして、スポーツ少年団、子どもの団体については、免除ということになります。それ以外については、子どもについては免除なのですが、大人については有料になるということになります。ここで影響が大きいと思われるのが、社会教育関係団体、あるいは公民館サークルというような大人の団体です。この大人の団体というのが、今まで免除であったのが有料になるというのが、大きく変わるところになります。料金につきましては、先ほど財政課の案にあったとおり改正される施設については、激変緩和措置が設定されるということになります。一枚めくっていただきまして、具体例ということで書いてありまして、減免条件は、先ほど説明させていただいた減免の区分です。真ん中が減免適用の判断となっておりますので、一番

右の列に、該当すると思われる活動ということで、減免になるであろうと思われる活動を書かせていただいています。その下の小さい表が、これまで減免していたが減免対象外となる活動ということで、先ほど申しましたように、上記に該当しない社会教育関係団体、公民館サークル、その他団体が行う活動というのが、これまで減免していたが、対象外になるということの案になります。その下が、ちょっと関係ないのですが、減免するかどうかについては、各団体の主幹課がそういう事情が認められるかどうかというのを判断するということになっています。それは、参考です。

そして、もう一枚めくっていただいて、実際の施設使用料収入についてはどれ程の見込みがあるかという、試算になります。一番上が、平成30年度の実績です。各施設がありまして、収入の合計額が8,335,156円。それに対して減免している額が、50,740,352円というのが、平成30年度の実績です。これに比較しまして、財政課案による見込み額ということで、これは子どもの減免を含まない額になりまして、これによりますと、収入額が15,827,056円ということで、実績に比べて、7,491,900円収入が増えるということになります。その下が、教育委員会案による収入の見込み額ということで、上の案に加えて、子どもたちの団体を減免した場合ということになります。収入の金額が、12,320,056円。平成30年度実績比でいきますと、3,984,900円、市としては収入が増えるという試算になっているということで、それが、参考にシミュレーションした数字ということになります。2番と3番が先ほど申し上げました、使用料収入及び市外料金の導入ということなのですが、これについては財政課案のままとなります。ということで、現状の減免制度の見直しの教育委員会の案としてはこういうことを考えておりまして、今後また皆様からご意見をいただいて、副市長・市長等の了承を得て、利用者の方に8月ごろから具体的に説明に入りたいと考えております。それで順調にいけば、12月議会のほうに、条例改正等の案をかけてみたいというふうに考えております。現状の説明は以上になります。ご意見よろしくをお願いします。

教育長 説明が終わりました。ご意見等ありましたら、お願いします。

田中委員 資料、見やすく作っていただいて、よくわかりました。
私も、教育委員会の案に賛成です。地域に根差すというか、子どもたちを育てていくと地域にまた戻ってきてくれるという点では、やはり収入より活発に活動して交流をもっていただいて、心も育てていただくということがいいので、ぜひ子どもは無料にする案を通していただけたらと思います。

教育長 他にございませんか。

米田委員 生涯教育活動の推進をするという意味では、この制度を維持されていくということで受益者負担の適正化というのは避けては通れないところだろうとは思いますが。ただ、財政課や教育委員会による、最後のページの見込み額云々のところは、あくまでも平成30年度の実績をベースにされているところがなかなかミソなところ

ろでありまして、このご時世、いろいろなケースを考えて、これはきっちりやっておかないといけませんよね。前にも私申し上げたことがあると思いますが、基本は中学校区の一つですよね、公民館は。統合するときに公民館を無くしますよということであれば、みなさん統合に反対されますよ。絶対約束はしていないと思いますが。当然のことながら、しかるべき問題です。現状おかしいのですから。ルールに反したことが、まかり通っているわけですからね。だから、そういったところ、まず収入が分かるのであれば、支出の分を少なくしないといけないではないですか。来年の決算もわからないという状況で、予想は立てていませんよね。わかりやすいのは、自分ところの店舗を閉鎖していくことです。施設の利用はありますが、朝から晩まで全部は埋まっていますよね。例えば、従業員をたくさん雇って社会保険料をたくさん払っているようなものですよ。従業員を少なくして、夜も働いてもらうとか、そういうようなかたちにさせていただいたら、また状況のほうも変わってきますからね。支出を少なくする、経費を少なくする。そのあたりについては、どうですか。売り上げを上げるのは当然ですがね。

生涯学習課長

それは、当然考えなければならぬところになりまして、見直しするというのを市全体としては、行政改革の一環とするものでありまして、当然、行政改革ということなので、我々の金銭カットもそうですが、コスト金額を抑えていこうという改定案になります。そのうえで、減免制度・使用料の見直しというのがあると思っておりますので、コストカットというのは、当然考えているところです。ただ一方、使用料で、今のところ案で挙げてすぐ見直して使用料を頂戴するということになるのですが、それによって使用回数が減るとか、それによって利用回数が下がってしまうとかということが考えられますので、そこについては慎重に検討するところなのですが、先ほどおっしゃった平成30年度というのは、実績が十分当然としてまだないということで、こうさせていただきただけのことで、何か意味のあることではないのですが、そのあたりの影響も考えながら、実際これから説明に入っていきますので、みなさんの意見を聞きながら、最終的な制度を作り上げていきたいなというふうに思っております。

米田委員

いつも思っているのですが、株式会社橋本市というのを健全体質にもっていかないといけないと。そのいろんな登り口があると思います。その一つには、当然教育面があります。その教育面にいろいろありますが、一つこれが入ると思います。最終的に、株式会社橋本市が健全経営をしていかないといけないので、やはり両方とも一緒に考えていかないといけないと思うのです。入りと出を。

教育長

生涯学習を保障していくという観点で言えば、やはり必要な部分もありますし、よく教育相談センター長が言うのですが、消防署は毎日出ているわけではありませんが、ないといけませんよね。教育相談センターもそういうところがあって、公民館も、そういう部分も大事なと思われる部分もありますので、それらもご理解いただけたらと思います。

田中委員 使用料について、人数の少ないサークルでいろんな活動をされている方もいらっしゃるのですが、そういった方にも案のおり料金をいただいていくとなると、活動がちょっと難しくなって、これから広げていくというなかたちで難しくなるのかなと思うので、今後考えていただくときに、そのことを考えていただきたいと思います。

あと、心配事を何点か申し上げてもいいですか。

高齢者の方がちょっと出ていくところというのが、すごく必要になってくるかと思えます。なので、以前、このようなのはどうですかということで提案をさせていただいたのですが、ちょっと無料で立ち寄れるようなスペースを確保していただくような工夫もしていただけたら、健康だと医療費等も出ていくことが少なくなってくるとそれにかけるお金も増えてくると思うので、そういったことも併せて考えて、使用料であったりいろんなことを見直しするのとともに、先ほど米田委員がおっしゃったように、稼働率も上げていくためのセールスをしたり、これからのかたちというのを変えていかないと、どんどん使用料が高くなって維持していくのが難しいのかなと思うので、併せて考えていただけたらいいかなと思います。意見です。

教育長 あくまでも、持続可能な公民館なり社会教育施設の維持をしていく。そのためには、こういうかたちでのお支払いと言いますか、いただかざるを得ないような状況が来ているところでの、私たちとしては、本当にそういう時代をふまえての提案ということでご理解いただけたらと思うのですが。ただ、すべて、サークルなり中央公民館の使用リストを全部洗い出していまして、地域の便益性とか福祉とか、そういうものにも関連して検討しているところで、こういうかたちで提案させていただいているというところです。

この件について、よろしいですか。

田中委員 プラスアルファ、「こういうこともしますが、こういうこともできますよ。」ということ併せて説明していただくと、市民としては、「では、こんなこともできるな。」というふうに広がって、活動が広がると思うので、使用料をいただかないといけなだけでは、きっと心さみしいことになると思うので、プラスになるようなことになればいいなと資料を見ながら思いました。

教育長 はい。ありがとうございます。

まさに、そのとおりだと思います。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようでしたら、協議事項を終わらせていただいて、連絡事項に入らせていただきます。連絡事項はございませんか。

教育総務課長補佐 次回の定例会の予定ですが、7月28日(火)9時から教育文化会館の4階に会場のほうを設けさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。8月は、

25日（火）9時から予定しております。以上です。

教育長

よろしく申し上げます。
他に連絡事項はございませんか。

教育長

ないようですので、これで6月の定例会を終わらせていただきます。
ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午前11時00分）

署 名 委 員